

昭和六十三年十一月十一日受領
答 弁 第 二 四 号

内閣衆質一一三第二四号

昭和六十三年十一月十一日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員滝沢幸助君提出東北地方冷害に付き政府の対策と農政の基本政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員滝沢幸助君提出東北地方冷害に付き政府の對策と農政の基本政策に關する質問に対する答弁書

一の 1 について

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三十六号）及び激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の適用については、被害の状況、資金需要等の調査結果を把握した上で関係省庁間で協議を行い、早急に対処してまいりたい。

一の 2 について

既貸付金について借換え措置を講じることが困難であるが、その償還条件の緩和について既
に關係機關に依頼したほか、自作農維持資金の活用を図ることとしている。

一の 3 について

被害農家に対して無利子・無担保の資金の融通を行うことは困難であるが、被害農家に対し資金の円滑な融通が図られるよう既に関係機関に依頼したところである。

一の 4 について

昭和六十四年度における米の需給均衡化のための対策については、本年の水稻の作柄が平年の水準を下回ったところであるが、米の持ち越し在庫が高い水準となつていくこと、米の消費の減退傾向が強まつていくこと等、厳しい米の需給事情にもあるので、三度の米の過剰を回避する観点から、農業者・農業団体と行政機関とが一体となつて検討し、推進していく必要があると考えている。

一の 5 について

農業基盤整備事業等の実施に当たつて、被災農家の就労機会の確保に配慮することは必要と

考えられるので、今後の事業の実施に当たっては、地域における被害の実態や農家の就労希望等に応じ農家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう関係機関を指導しているところである。

二の 1 及び 2 について

米の生産力と需要のかい離は、消費の減少、単収の増加等により引き続き拡大していくことが見込まれている。このような状況の下で米の需給の安定を確保することは極めて重要であり、需要に応じた米の計画的生産を図っていくことは、今後とも必要であると考えている。

なお、農業をめぐる情勢が厳しさを増している中で、農業者が将来を見通しつつ営農を展開することができるよう、現行の農産物の需要及び生産の長期見通しに代え、新たな農産物の需要及び生産の長期見通しを策定することとしている。

また、農業者が意欲的かつ主体的に経営改善に取り組むことができるよう、長期的な観点からコスト低減等の目標となる地域ごとの技術・経営の指標の作成を推進している。

二の 3 について

米国等との農産物貿易問題については、国際的な経済関係、多様な消費者ニーズへの対応と
いつた観点を踏まえ、我が国農業の健全な発展との調和を図りつつ、多角的貿易交渉（ウル
グアイ・ラウンド）との関連を十分考慮し、適切に対処していく考えである。

二の 4 について

近年における農村地域の工場立地件数は、工場立地動向調査によると毎年千三百件程度で推
移しており、全国の工場立地件数の過半を占めている。

今後とも、昭和六十三年六月に対象業種の拡大等を内容とする改正が行われた農村地域工業
等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）等に基づき、積極的に農村地域への工業等の導入
の促進に努めてまいりたい。

二の 5 について

バイオテクノロジーについては、品種改良等種々の領域において農業技術の向上に寄与することが期待されており、農業生物資源研究所の設置を始めとする研究体制の整備、産・学・官の連携等を通じその研究開発に努めてきているところであり、今後とも積極的に推進してまいりたい。

二の 6 について

小学校、中学校及び高等学校においては、農業が我が国の重要な産業の一つであるとの認識の下に、社会科を中心として、児童生徒の発達段階に応じて、農業に対する関心と理解を得させるよう指導することとしている。例えば、小学校の第五学年においては、我が国の農業の特色や国民の食料確保の上で農産物の生産が大切であることなどを理解させることとし、中学校の地理的分野においては、地域の地理的諸条件と関連付けて農業生産の様子などを理解させることとし、高等学校の地理においては、食料の生産と消費の観点から農業の地域的特色などを

理解させることとしている。

食事の作法に関しては、小学校、中学校及び高等学校の家庭科や技術・家庭科並びに学校給食指導において、適切に指導することとしている。

二の 7 について

昭和六十三年五月一日現在において農業に関する学科を置いている高等学校（全日制・定時制）の学校数は四百六十四校であり、その在籍生徒数は十五万五千六百三十四人である。

政府としては、農業に関する学科を含め高等学校の学習指導要領の改訂作業を進めているところであり、時代の進展に対応した教育内容等の改善を図っていくこととしている。